

加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱

	平成15年10月1日付け15農畜機第48号-6
一部改正	平成16年5月6日付け16農畜機第583号
一部改正	平成17年6月7日付け17農畜機第1149号
一部改正	平成18年7月12日付け18農畜機第1609号
一部改正	平成19年4月1日付け18農畜機第4813号
一部改正	平成19年9月25日付け19農畜機第2326号
一部改正	平成20年4月1日付け19農畜機第5048号
一部改正	平成20年12月1日付け20農畜機第3471号
一部改正	平成21年4月1日付け20農畜機第5093号
一部改正	平成22年4月23日付け22農畜機第55号
一部改正	平成23年4月1日付け22農畜機第5004号
一部改正	平成24年4月1日付け23農畜機第5162号
一部改正	平成24年4月6日付け24農畜機第142号
一部改正	平成25年4月1日付け24農畜機第5434号
一部改正	平成26年4月1日付け26農畜機第49号
一部改正	平成27年4月1日付け26農畜機第5901号
一部改正	平成28年4月20日付け28農畜機第342号
一部改正	平成29年3月27日付け28農畜機第6288号
一部改正	平成30年3月26日付け29農畜機第6707号
一部改正	平成30年12月25日付け30農畜機第5175号
一部改正	平成31年3月26日付け30農畜機第7599号

加工原料乳（畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する加工原料乳をいう。以下同じ。）の価格は、需給の変動等により大幅な変動が生じるおそれがある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、加工原料乳の価格が低下したときに、生乳の生産者に対する補填金（以下「補填金」という。）を交付する等の事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国酪農経営の安定に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜

産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」(平成26年3月31日付け25農畜機第5376号。以下「交付停止措置規程」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

- 1 第2の1の(1)及び2の事業の事業実施主体は、法第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者(以下「第1号対象事業者」という。)であって、平成30年度以前に機構の補助を受けて補填金の交付のための加工原料乳生産者積立金(以下「生産者積立金」という。)を造成している団体(以下「積立金造成団体」という。)及び第1号対象事業者であって、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が適当と認める者(以下「積立金造成団体」という。)とする。
- 2 第2の1の(2)の事業の事業実施主体は、第1号対象事業者(積立金造成団体を除く。)に生乳を出荷する生乳の生産者(以下「生乳出荷事業者」という。)、法第2条第4項第2号で定める第2号対象事業を行う対象事業者(以下「第2号対象事業者」という。)及び同項第3号で定める第3号対象事業を行う対象事業者(以下「第3号対象事業者」という。)であって、理事長が別に定める事業参加申込要領(以下「事業参加申込要領」という。)に基づき、理事長に事業の参加を認められた者(以下「酪農事業者」という。)とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 加工原料乳生産者経営安定対策
 - (1) 積立金造成団体は、酪農経営の安定を図るため、第4の4の(1)に規定する平均取引価格(以下「平均取引価格」という。)が第4の4の(2)に規定する補填基準価格(以下「補填基準価格」という。)を下回った場合に、加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者積立金契約(以下「生産者積立金契約」という。)を締結した生乳の生産者(以下「生産者積立金契約者」という。)に対し補填金の交付を行うものとし、機構は、生産者積立金を造成するのに要する経費について補助するものとする。
 - (2) 酪農事業者は、経営安定の取組として補填金の交付を受けるため、機構が設置する事業者積立金(以下「事業者積立金」という。)に拠出金の拠出を計画的に行うものとする。

また、機構は、酪農事業者からの拠出金(以下「事業者拠出金」という。)をもって事業者積立金を造成するものとし、平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、事業者積立金及び機構の補助金を原資として酪農事業者に対して

補填金を交付し、酪農事業者は補填金の交付を受けるものとする。

2 経営安定対策の推進

積立金造成団体は、1の(1)の事業の円滑な推進を図るため、ブロック会議の開催、当該事業に係る調査、指導等を行うものとし、機構は、当該事業の普及・啓発活動、補填金の円滑な交付業務等を行うのに要する経費について補助するものとする。

第3 積立金の造成及び管理運用

1 生産者積立金

(1) 積立金造成団体は、生産者積立金契約者からの拠出金（以下「生産者拠出金」という。）及び生産者拠出金の3倍を限度とする機構補助金をもって生産者積立金を造成することとし、その運用により生じた果実は生産者積立金に繰り入れるものとする。

各積立金造成団体の生産者積立金のうち、機構補助金をもって造成することができる額は、当該年度の法第5条第3項に規定する当該積立金造成団体に係る交付対象数量（以下「交付対象数量」という。）に1キログラム当たり1.8円を乗じた額を上限とする。

(2) 積立金造成団体は、平成31年度において、補填金の交付が行われなかった場合は、平成29年度以前の分の生産者積立金を機構及び生産者拠出金を拠出した生産者積立金契約者にその負担割合に応じて返還することができるものとする。なお、平成31年度において補填金の交付が行われ、平成29年度以前の分の生産者積立金に残額が生じた場合は、機構及び生産者拠出金を拠出した生産者積立金契約者に返還することができるものとする。

(3) 積立金造成団体は、生産者拠出金を生産者積立金契約者に返還する場合、取り崩した生産者拠出金に対応する生産者積立金に造成された機構補助金を、新たに拠出された生産者拠出金に対応する機構補助金として充てることのできるものとする。

(4) 積立金造成団体は、生産者積立金をそれぞれ他の勘定と区分して経理するものとする。

なお、生産者積立金においては、機構補助金及び生産者拠出金に区分して経理するものとする。

(5) 積立金造成団体は、第2の1の(1)の規定に基づき平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、生産者積立金を取り崩して生産者積立金契約者に対し補填金の交付を行うものとする。

また、補填金の交付に当たり不足する財源に充てるための借入金を返済し、又は当該借入金に係る利息を支払うのに要する経費に充てる場合に生産者積立

金を取り崩すことができる。

なお、いずれの場合も取り崩すことができるのは、積み立てられている補助金の総額の3分の4を限度とする。

- (6) 積立金造成団体は、事業実施期間終了後、生産者積立金に残額が生じた場合又は事業実施期間中であっても生産者積立金に残額が生じることが見込まれるため理事長から返還の指示があった場合には、残額のうち(4)の規定により機構補助金として区分して経理している額又は返還の指示があった額を、機構に返還するものとする。
- (7) 積立金造成団体は、(6)の規定により機構に返還する場合には、残額のうち(4)の規定により生産者拠出金として区分して経理している額又は返還の指示があった額に対応する生産者拠出金を生産者積立金契約者に返還するものとする。
- (8) 積立金造成団体は、生産者積立金契約者が生産者積立金契約を解約した場合であって生産者拠出金の収支に剰余がある場合には、(4)の規定により生産者拠出金として区分して経理しているものから当該剰余金に対応する生産者拠出金を当該生産者積立金契約者にその負担割合に応じて返還するものとする。
- (9) 積立金造成団体は、生産者積立金及び生産者拠出金の収支に不足がある場合には、生産者積立金契約者から当該者に係る不足額を徴収するものとする。

2 事業者積立金

- (1) 機構は、事業者拠出金をもって事業者積立金を造成するものとし、事業者積立金の運用により生じた果実は当該積立金に繰り入れるものとする。
- (2) 機構は、事業者拠出金を酪農事業者ごとに管理し、当該酪農事業者に係る事業者拠出金の収支を明確にした上で、補填金を交付するものとする。
- (3) 機構は、業務対象年間終了後、事業者積立金に残額が生じた場合には、酪農事業者に返還するものとする。
- (4) 機構は、第4の6の(9)の規定に基づき、酪農事業者の事業参加を取り消した場合であって、当該酪農事業者の事業者拠出金に残額が生じた場合には、残額を当該酪農事業者に返還するものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画等の作成

- (1) 積立金造成団体は、第2の1の(1)の事業の実施に当たっては、毎年度、別紙様式第1号の加工原料乳生産者経営安定対策事業実施計画承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

また、積立金造成団体は、当該事業実施計画承認申請書の写しを当該積立金造成団体の区域を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）に送付するも

のとする。

- (2) 積立金造成団体は、(1)の事業実施計画の承認のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の加工原料乳生産者経営安定対策事業実施計画変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

また、積立金造成団体は、当該事業実施計画変更承認申請書の写しを知事に送付するものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30パーセントを超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

2 事業参加申込書の作成等

- (1) 第2の1の(2)の事業に参加しようとする生乳の生産者は、あらかじめ事業参加申込要領に基づき、事業参加申込書を作成の上、事業参加申込要領に定める提出期限までに理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (2) 業務対象年間途中からの事業参加は年度単位とし、生乳の生産者は、事業参加申込書を作成の上、事業に参加しようとする年度の前年度末までに理事長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、新たに酪農経営に参入した者等であって、理事長が別に定める者については、年度途中であっても事業参加申込書を理事長に提出し、その承認を受けた日の翌月から事業に参加できるものとする。

- (3) 事業参加を認められた者は、理事長が別に定める事業参加要件・事業対象数量確認書を毎年度(事業参加を認められた年度を除く。)作成し、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (4) 事業の参加を認められた者が業務対象年間途中において事業を中止又は廃止する場合にあつては、理事長が別に定めるところにより、その旨をあらかじめ届け出るものとする。

- (5) 業務対象年間途中において、6の(9)の規定に基づき機構に事業参加を取り消された者及び生産者積立金造成団体に生産者積立金契約を解除された者にあつては、当該業務対象年間における事業の参加は認めないものとする。

3 事業の委託

積立金造成団体は、この事業の一部を農業協同組合、農業協同組合連合会その他理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

4 価格の算出方法

理事長は、次の(1)及び(2)で規定する算出方法により平均取引価格及び補填基準価格を定めるものとする。

- (1) 平均取引価格

以下により算出される当該年度の加工原料乳の販売価格の平均額とする（小数点第3位以下切り捨て）。

（Aの合計）／（Bの合計）

A：当該年度の積立金造成団体、生乳出荷事業者が生乳を出荷する第1号対象事業者（データの提供に同意が得られた事業者に限る。）及び第2号対象事業者（以下「算定対象者」という。）の加工原料乳の販売額

B：当該年度の算定対象者に係る畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和36年政令第387号）第5条第1項の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が認定する数量（その数量の毎年度における合計が交付対象数量を超える場合にあっては、その算出される数量（積立金造成団体にあつては委託加工分を除く）。以下「認定数量」という。）。

（2）補填基準価格

以下により算出される当該年度の前3年間の加工原料乳の平均取引価格とする（小数点第3位以下切り捨て）。

（当該年度の前3年間の加工原料乳の平均取引価格の合計）／3

5 価格等の報告

（1）積立金造成団体は、毎年度、遅滞なく、加工原料乳の販売価格及び認定数量について別紙様式第3号の加工原料乳価格等年度別報告書を理事長に提出するものとする。

（2）酪農事業者は、毎四半期、遅滞なく、加工原料乳の販売価格及び認定数量について理事長が別に定めるところにより、理事長に報告するものとする。ただし、生乳出荷事業者にあつては、当該生乳出荷事業者が生乳を出荷する第1号対象事業者（積立金造成団体を除く。）からの報告に代えることができるものとする。

6 事業の要件等

（1）業務方法書の作成

積立金造成団体は、次に掲げる事項について記載した業務方法書を作成の上、理事長に提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

また、積立金造成団体は、業務方法書を知事に送付するものとする。

ア 生乳受託販売に係る委託に関する事項

イ 生産者積立金契約の締結に関する事項

ウ 業務対象年間に関する事項

エ 生産者拠出金に関する事項

オ 生産者積立金の造成及び管理運用に関する事項

カ 補填金の交付に関する事項

キ その他この事業の実施に関して必要な事項

(2) 業務対象年間

この事業の業務対象年間は、平成31年度から平成33年度までの3年間とする。

(3) 生産者積立金契約の締結

ア 積立金造成団体は業務対象年間ごとに、当該積立金造成団体に生乳受託販売に係る委託（当該委託をした者への当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次になされた生乳受託販売に係る委託を含む。）をした生乳の生産者と生産者積立金契約を締結するものとする。

イ 業務対象年間途中からの生産者積立金契約の締結は年度単位とし、生乳の生産者は、契約を締結しようとする年度の前年度末までに積立金造成団体に申し出るものとし、積立金造成団体は、申出のあった生乳の生産者と当該年度以降に係る生産者積立金契約を締結するものとする。ただし、新たに酪農経営に参入した者等であって理事長が別に定める者にあつては、年度途中であつても積立金造成団体に申出のあった日の翌月以降に係る生産者積立金契約を締結できるものとする。

ウ 生産者積立金契約者は、生産者積立金契約を解除しようとする場合は、積立金造成団体が別に定めるところにより、積立金造成団体に申し出るものとする。

エ 業務対象年間途中において、(9)の規定に基づき機構に事業参加を取り消された者及び生産者積立金造成団体に生産者積立金契約を解除された者にあつては、当該業務対象年間における生産者積立金契約の締結は認めないものとする。

(4) 補填金の交付対象者

補填金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、生産者積立金契約者又は酪農事業者であつて、積立金造成団体又は機構が生産者拠出金又は事業者拠出金の納付を確認した者とする。

(5) 補填金の交付対象となる数量

補填金の交付対象となる数量（以下「交付対象となる数量」という。）は、次のアからウのいずれかとする。

ア 生産者積立金契約者にあつては、積立金造成団体の認定数量のうち、当該生産者積立金契約者が生産した加工原料乳の数量として、当該積立金造成団体が算出し、又は認定する数量

イ 生乳出荷事業者にあつては、当該生乳出荷事業者が生乳を出荷する第1号対象事業者の認定数量のうち、当該生乳出荷事業者が生産した加工原料乳の数量として、当該第1号対象事業者が算出し、又は認定する数量

ウ 第2号対象事業者及び第3号対象事業者にあつては、当該対象事業者に係る認定数量

(6) 補填基準価格等の通知

理事長は、補填基準価格及び平均取引価格を定めた場合は、積立金造成団体及び酪農事業者に速やかに通知するものとする。

積立金造成団体は、理事長から補填基準価格及び平均取引価格の通知を受けたときは、遅滞なく、生産者積立金契約者に通知するものとする。

(7) 生産者拠出金等の納付等

ア 生産者拠出金及び事業者拠出金の単価

(ア) 積立金造成団体は、毎年度、補填金の交付に要すると見込まれる金額から機構により補助される金額を控除した金額を当該年度において見込まれる加工原料乳の数量で除して得た額を基準として生産者拠出金の単価（以下「生産者拠出金単価」という。）を定めるものとする。

積立金造成団体は、生産者拠出金単価を定め、又は変更しようとする場合は、当該積立金造成団体の理事会の議決を経た上で別紙様式第4号の加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者拠出金単価承認申請書により理事長の承認を受けるものとする。

(イ) 機構は、毎年度、補填金の交付に要すると見込まれる金額から機構が補助する金額を控除した金額を当該年度において見込まれる加工原料乳の数量で除して得た額を基準として事業者拠出金の単価（以下「事業者拠出金単価」という。）を定めるものとする。

イ 生産者拠出金及び事業者拠出金の納付

(ア) 積立金造成団体は、生産者拠出金単価に交付対象となる数量を乗じて得た額を生産者拠出金として、積立金造成団体が定める期日までに生産者積立金契約者に納付させるものとする。

(イ) 機構は、事業者拠出金単価に交付対象となる数量を乗じて得た額を事業者拠出金として、理事長が別に定める方法により酪農事業者に納付させるものとする。

ウ 積立金造成団体は、生産者積立金の全額を取り崩してもなお交付すべき補填金の額に不足が生じる場合は、その財源に充てるため、生産者拠出金単価を引き上げることができるものとする。

(8) 補填金の交付

ア 積立金造成団体及び機構は、当該年度の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、交付対象者に対し、補填金の単価に（5）に規定する当該交付対象者の当該年度の交付対象となる数量を乗じて得た額を、補填金として交付するものとする。

なお、交付対象者が交付停止措置規程の別表各号第1欄に該当する場合は、当該交付対象者の当該年度の交付対象となる数量から同第2欄に定める期間に対応する生乳受託販売に係る加工原料乳の数量（当該交付対象者の当該年度の

交付対象となる数量を12で除し、同第2欄に定める月数を乗じたもの)を除くものとする。

イ アの補填金の単価は、補填基準価格と平均取引価格との差額に10分の8を乗じて得た額(1銭未満は四捨五入する。)とする。

ウ 積立金造成団体は、補填金単価に交付対象となる数量を乗じて得た額(以下「交付対象額」という。)が生産者積立金に積み立てられている補助金の3分の4に相当する額(以下「支払上限額」という。)を超えるときは、支払上限額を交付対象額で除した数値に補填金単価を乗じて得た額を補填金の単価とする。

エ 機構は、交付対象額が事業者拠出金の4倍に相当する額を超えるときは、当該額を交付対象となる数量で除して得た額を補填金の単価とする。

(9) 事業参加の取消し

機構は、次のいずれかに該当する場合には、酪農事業者の事業参加を取り消すことができるものとする。

ア 2の(4)の規定に基づき、酪農事業者から事業を中止又は廃止する旨の届出があった場合

イ (7)のイの(イ)の規定に基づく事業者拠出金を納付しなかった場合

ウ 酪農事業者の代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者(以下「暴力団等の反社会的勢力」という。)であることが判明した場合

エ その他酪農事業者が畜産関係法令その他の法令(以下「関係法令」という。)に従わなかった場合

(10) 補填金の不交付及び返還

ア 機構は、酪農事業者が関係法令に従わない場合には、当該酪農事業者に対し補填金の全部又は一部を交付しないことができるものとする。

イ 機構は、酪農事業者(その代表者又は役員等を含む。)が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合には、当該酪農事業者に対して補填金を交付せず、又は既に交付した補填金を返還させることができるものとする。

(11) 事業の権利義務の承継

酪農事業者は、理事長が別に定めるところにより、業務対象年間途中であっても次に掲げる者に事業の権利義務を承継できるものとする。

ア 酪農事業者の死亡等により当該酪農事業者の資産が相続された場合には、その相続人等

イ 酪農事業者が農業生産法人等の構成員となった場合には、当該農業生産法人等

(12) 事業の事務手続

酪農事業者は、2の(1)の事業参加申込書の作成以降の手続について、こ

れを自ら行うほか、第1号対象事業者等に委託し、当該第1号対象事業者等を通じて手続を行うことができるものとする。

7 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成13年度から平成31年度までとする。

第5 事業の推進指導等

- 1 積立金造成団体は、農林水産省、機構及び都道府県の指導の下、関係機関・関係団体との連携及び生産者積立金契約者に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

また、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生活活動の推進に資するものとし、生産者積立金契約の締結（又は「事業実績報告」）時に、生産者積立金契約者に対して環境規範点検シートの提出を促すこと等により、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。ただし、事業を実施する生産者積立金契約者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合は、この限りでない。

- 2 酪農事業者は、第2の1の（2）の事業の実施に当たっては環境規範に基づき、環境と調和のとれた農業生活活動の推進に資するものとし、事業参加申込時に環境規範点検シートを提出すること等により、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。ただし、事業を実施する酪農事業者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合は、この限りでない。
- 3 積立金造成団体及び機構は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の1の事業に参加しようとする生乳の生産者であって、配合飼料を利用し平成30年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている場合、引き続き平成31年度において契約をしていることを確認するものとする。
- 4 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、積立金造成団体、生産者積立金契約者及び酪農事業者等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第6 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業に要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

- (1) 積立金造成団体は、補助金の交付を受けようとする場合には、理事長が別に定める期日までに別紙様式第5号の加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金交付申請書を作成し、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 酪農事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第6号の加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金交付申請書兼概算払請求書(以下「補助金交付申請書兼請求書」という。)を作成の上、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

- (1) 積立金造成団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、別紙様式第7号の加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出するものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30パーセントを超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

- (2) 酪農事業者は、補助金の交付決定があった後において、(1)のアからウに掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第8号の加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金交付変更承認申請書兼概算払請求書(以下「補助金交付変更申請書兼請求書」という。)を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

3 補助金の概算払

- (1) 機構は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 積立金造成団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第9号の加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。
- (3) 酪農事業者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、補助金交付申請書兼請求書又は補助金交付変更申請書兼請求書を作成の上、理事長に提出するものとする。

4 補助金の実績報告等

- (1) 積立金造成団体は、第2の1の(1)の事業について、機構からの補助金(3の(2)の補助金の概算払を受ける場合は、当該年度の最終支払の補助金)を

生産者積立金に入金管理した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第10号の加工原料乳生産者経営安定対策事業基金造成実績報告書を理事長に提出するものとする。

(2) 積立金造成団体は、第2の2の事業について、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、毎年度、別紙様式第11号-1の加工原料乳生産者経営安定対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

(3) 酪農事業者は、第2の1の(2)の事業について、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日までに別紙様式第11号-2の加工原料乳生産者経営安定対策事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

第8 積立金の管理状況報告等

1 事業の実績報告

積立金造成団体は、第2の1の(1)の事業について、当該積立金造成団体の加工原料乳の交付対象となる数量が確定次第、毎年度、遅滞なく別紙様式第12号の加工原料乳生産者経営安定対策事業実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

なお、第3の1の(3)の規定に基づき機構補助金を、新たに拠出された生産者拠出金に対応する機構補助金として充てる場合も報告書に含めるものとする。

また、併せて知事に対しても当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

2 生産者積立金の管理状況報告

積立金造成団体は、毎年度、遅滞なく（基金を閉鎖した場合にあっては、閉鎖した日から起算して1か月以内までに）、別紙様式第13号の加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者積立金年度別管理状況報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

また、積立金造成団体は第3の1の(3)の規定に基づき機構補助金を、新たに拠出された生産者拠出金に対応する機構補助金として充てる場合も生産者積立金管理状況報告書に含めるものとする。

3 事業者拠出金の収支状況報告

機構は、毎年度、事業者拠出金の収支状況を理事長が別に定めるところにより酪農事業者に通知するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 積立金造成団体は、機構に対して第7の1の(1)の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 積立金造成団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 積立金造成団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第14号の加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

- (1) 積立金造成団体は、第2の1の(1)の生産者積立金に係る経理の内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、生産者積立金を閉鎖した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- (2) 積立金造成団体は、第2の2の事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- (3) 酪農事業者は、第2の1の(2)の事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の徴収等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について必要に応じ、積立金造成団体及び酪農事業者に対し調査し又は報告を求めることができる。

別表

補助対象経費	補助率
<p>1 加工原料乳生産者経営安定対策</p> <p>(1) 積立金造成団体が生産者積立金を造成するのに要する経費</p> <p>(2) 酪農事業者が補填金の交付を受けるのに要する経費</p> <p>2 経営安定対策の推進</p> <p>積立金造成団体が行う1の(1)の事業の円滑な推進を図るため、ブロック会議の開催、当該事業に係る調査及び指導等、当該事業の普及・啓発活動、補填金の円滑な交付業務等を行うのに要する経費</p>	<p>第4の6の(7)のアの(ア)の生産者拠出金単価に3を乗じた額以内とする。</p> <p>第4の6の(8)のイの補填金単価の3/4以内とする。</p> <p>定額</p>

附 則（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）

- 1 本要綱の制定に伴い、加工原料乳生産者経営安定対策事業助成実施要綱（平成13年5月18日付け13農畜団第404号）は廃止する。
- 2 この要綱の制定前の、加工原料乳生産者経営安定対策事業助成実施要綱による補助については、本事業による補助とみなす。

附 則（平成16年5月6日付け16農畜機第583号）

- 1 この要綱は、平成16年5月6日から施行する。
- 2 平成16年4月1日からこの要綱に定める事業を実施している場合の補助については、この要綱による補助とみなす。

附 則（平成17年6月7日付け17農畜機第1149号）

- 1 この要綱は、平成17年6月7日から施行する。

2 平成17年4月1日からこの要綱に定める事業を実施している場合の補助については、この要綱による補助とみなす。

附 則（平成18年7月12日付け18農畜機第1609号）

1 この要綱は、平成18年7月12日から施行する。

2 平成18年4月1日からこの要綱に定める事業を実施している場合の補助については、この要綱による補助とみなす。

附 則（平成19年4月1日付け18農畜機第4813号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月25日付け19農畜機第2326号）

この要綱は、平成19年9月25日から施行する。

附 則（平成20年4月1日付け19農畜機第5048号）

この要綱の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日付け20農畜機第3471号）

この要綱の改正は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日付け20農畜機第5093号）

この要綱の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月23日付け22農畜機第55号）

1 この要綱の改正は、平成22年4月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正前の要綱（以下「前要綱」という。）の規定による平成19年度から平成21年度までの業務対象年間に係る全国基金及び生産者積立金の管理運用については、なお従前の規定による。

3 前要綱の規定に基づき生産者積立金の造成に補助された中央酪農会議の全国基金からの補助金は、機構の補助金とみなす。

4 中央酪農会議は、平成21年度の事業をもって全国基金を閉鎖し、速やかに全国基金の残額を機構に返還するものとする。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第5004号）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の要綱の第8の2の事業の実績報告及び第8の3の生産者積立金の管理状況報告については、なお、従前の例による。

附 則（平成24年4月1日付け23農畜機第5162号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日付24農畜機第142号）

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5434号）

この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日付け26農畜機第49号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに終了した事業については、この要綱による改定前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5901号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに終了した事業については、この要綱による改定前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成28年4月20日付け28農畜機第342号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度までに終了した事業については、この要綱による改定前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月27日付け28農畜機第6288号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 指定団体は、この要綱による改正前の要綱の第5の4の（3）の規定により、平成28年度における液状乳製品向け生乳価格等年度別報告書（以下「報告書」という。）を提出する場合は、平成26年度における報告書を併せて提出するものとする。
- 4 第4の3の（2）の規定により、平成29年度の補填基準価格を算出する場合は、クリーム、濃縮乳及び脱脂濃縮乳向け生乳にあつては、この要綱による改正前の要綱の第5の4の（3）及び前項による報告書における液状乳製品向け生乳の取引数量を用いるものとする。

附 則（平成30年3月26日付け29農畜機第6707号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年12月25日付け30農畜機第5175号）

この要綱の改正は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（平成31年3月26日付け30農畜機第7599号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

別紙様式第1号

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年度において、加工原料乳生産者経営安定対策事業を実施したいので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第4の1の(1)の規定に基づき、申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

項目	事業費	負担区分	
		機構補助金	その他
	円	円	円
合計			

別紙

事業実施計画

前年度積立金残					四半期別 内 訳	予定 対象 数量 f	生産者 抛出金額		機構補助金額		今年度 生産者 積立金額 k=h+j	過年度の生産者積立金取崩予定額			生産者 積立金計 o=e+k-n
生産者分		機 構 補助分		合計 e=a+b+c+d			抛出金 単 価 g	抛 出 金 額 h	補助金 単 価 i	補 助 金 額 j		生産者 抛出金 返還額 l	機 構 補助金 充当額 m	合計 n=l+m	
抛出金 a	運用果実 b	補助金 c	運用果実 d												
円	円	円	円	円	kg	/	円 (p+q+r+s)	/	円 (t+u+v+w)	円	円	円	円	円	
					第1四半 期		円/kg	(p=g×f)	円/kg	(t= i ×f)					
					第2四半 期			(q=g×f)		(u= i ×f)					
					第3四半 期			(r=g×f)		(v= i ×f)					
					第4四半 期			(s=g×f)		(w= i ×f)					

期首生産者積立金 契約者数
戸

- (注) 1 予定対象数量は、交付対象数量の範囲内で記載すること。
 2 生産者抛出金額は、1円未満を切り上げること。
 3 単価は、1銭未満を切り捨てること。
 4 金額は、1円未満を切り捨てること。

別紙様式第2号

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業実施計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で承認のあった事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第4の1の(2)の規定に基づき、申請します。

記

1 変更の理由

2 添付書類

別紙様式第1号の記の様式によるものとし、経費については、変更前と変更後が容易に比較対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、実施計画承認申請時に添付したものに変更がある場合は、新たに添付すること。

別紙様式第3号

平成 年度加工原料乳価格等年度別報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年度における加工原料乳の販売価格及び認定数量について、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第4の5の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 加工原料乳の販売価格等

(単位：円、kg)

	契約先	用途	販売価格	契約先別販売数量
相 対 取 引				
	計 ①			
入 札 取 引				
	計 ②			
	委託加工数量 ③			
認定数量 ①+②+③				

- (注) 1 同一契約先でも販売価格が異なる場合は、それぞれを記入すること。
 2 用途欄には、脱脂粉乳、バター、チーズ、クリーム、濃縮乳及び脱脂濃縮乳など加工原料乳の用途を記入すること。
 3 加工原料乳の販売価格は、小数点第2位まで記入すること(小数点第3位以下は切り捨て)。
 4 販売価格に消費税等が含まれている場合は、その旨を記入すること。

2 添付書類

- (1) 加工原料乳の販売価格を証する契約先との間で締結した契約書等の写し
- (2) 加工原料乳の認定数量通知の写し及び当該積立金造成団体の委託加工分がある場合は、その数量を証する書類の写し
- (3) 入札取引数量に係る加工原料乳の販売価格及び販売数量を証する書類の写し

別紙様式第4号

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者抛出金単価
承認（変更）申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年度の加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る生産者抛出金単価を下記のとおり定めたいので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第4の6の（7）のアの（ア）の規定に基づき、申請します。

記

- 1 平成 年度生産者抛出金単価 円/kg
- 2 添付書類
理事会の資料等

別紙様式第5号（積立金造成団体）

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり加工原料乳生産者経営安定対策事業を実施したいので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第7の1の（1）の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- （注）1 申請書の記の記載は、事業ごとに次に掲げる様式とする。
2 第3の1の（3）の規定に基づき機構補助金を、新たに拠出された生産者拠出金に対応する機構補助金として充てる場合は、不要の文字を抹消して使用すること。

様式5-1 加工原料乳生産者経営安定対策
様式5-2 経営安定対策の推進

様式 5 - 1 加工原料乳生産者経営安定対策

1 事業の目的

2 事業の内容

区分	認定見込 数量 ①	生産者 拠出金 単 価 ②	生産者積立金の負担区分		事業費 ⑤ = ③ + ④
			機構補助金 ③ = ① × ② × 3	生産者 拠出金	
				過年度 充当額	
	kg	円/kg	円	円	円

3 事業に要する経費及び負担区分

項目	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
合 計				

4 生産者積立金造成（基金に補助金が入金管理される）予定年月日
平成 年 月 日

5 事業開始及び完了予定年月日
平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 添付書類（様式 5 - 2 で提出している場合は除く。）

（1）定款

（2）直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

様式 5 - 2 経営安定対策の推進

1 事業の目的

2 事業の内容
別紙のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

項目	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
合計				

(注) 事業の一部を委託して行う場合は、その委託費の額を内数として括弧書きで上段に記載するとともに、委託先を備考欄に記載し、必要に応じ委託先名等を記した資料等を添付すること。

4 事業開始及び完了予定年月日
平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 添付書類（様式 5 - 1 で提出している場合は除く。）

(1) 定款

(2) 直近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

様式5-2の別紙

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業（経営安定対策の推進）積算基礎

1 事業実施主体実施分

(1) 会議の開催

会議の内容	開催予定日	積算基礎				事業費
		会場借料	円×	回	=	円
		出席旅費	円×	人×	回=	円
		資料印刷費	円×	部	=	円
		郵送料	円×	カ所	=	円
		その他 ()	円×		=	円
						円

(2) 事業に関する調査・指導

区 分	積算基礎				事業費	
事業の推進指導	旅費	円×	人×	回=	円	
関連資料の作成・配布	印刷費	円×	枚	=	円	
	郵送料	円×	カ所	=	円	
	その他 ()	円×		=	円	
						円

(3) 事業の普及・啓発活動

区 分	積算基礎				事業費	
パンフレット等作成費	印刷費	円×	部	=	円	
	郵送料	円×	カ所	=	円	
	その他 ()	円×		=	円	
						円

(4) 補填金の円滑な交付業務等

区 分	積算基礎	事業費
(例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連資料の精査・取りまとめ ・ 補填金の交付 ・ 経営安定対策システムの管理・運営 ・ 契約書の締結 ※例を参考に該当するもののみを記入すること。	役務費 円× 日 = 円	
	通信運搬費 円× カ月 = 円	
	旅費 円× カ月 = 円	
	振込手数料 円× カ所 = 円	
	その他 () 円× = 円	

2 委託事業

(1) 委託先名

(2) 会議の開催

会議の内容	開催予定日	積算基礎	事業費
		会場借料 円× 回 = 円	
		出席旅費 円× 人× 回 = 円	
		資料印刷費 円× 部 = 円	
		郵送料 円× カ所 = 円	
		その他 () 円× = 円	
			円

(3) 事業に関する調査・指導

区 分	積算基礎	事業費
事業の推進指導	旅費 円× 人× 回 = 円	
関連資料の作成・配布	印刷費 円× 枚 = 円	
	郵送料 円× カ所 = 円	
	その他 () 円× = 円	円

(4) 事業の普及・啓発活動

区 分	積算基礎				事業費
パンフレット等作成費	印刷費	円×	部	=	円
	郵送料	円×	カ所	=	円
	その他 ()	円×		=	円
					円

(5) 補填金の円滑な交付業務等

区 分	積算基礎				事業費
(例) ・関連資料の精査・取りまとめ ・補填金の交付 ・経営安定対策システムの管理・運営 ・契約書の締結 ※例を参考に該当するもののみを記入すること。	役務費	円×	日	=	円
	通信運搬費	円×	カ月	=	円
	旅費	円×	カ月	=	円
	振込手数料	円×	カ所	=	円
	その他 ()	円×		=	円
					円

別紙様式第6号（酪農事業者）

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金交付申請
書兼概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
氏名又は名称 印

平成 年度において、加工原料乳生産者経営安定対策事業を下記のとおり
実施したいので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第7の1の(2)
の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請しま
す。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金 円を支払
われたく同要綱第7の3の(3)の規定に基づき、請求します。

記

- 1 事業の内容
事業の遂行状況等を記載すること。

2 事業に要する経費及び負担区分 (単位：円)

区分	事業費 ① = ② + ③	負担区分	
		機構補助金 ②	その他 ③
補填金の交付を受けるために 要する経費			
合 計			

3 概算払請求額 (単位：円)

区 分	今回概算払請求額
補填金の交付を受けるために要する 経費	

- 4 事業開始及び完了予定年月日
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
(2) 預金の種類
(3) 口座番号
(4) 口座名義

別紙様式第7号（積立金造成団体）

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った加工原料乳生産者経営安定対策事業について、下記のとおり変更したい
ので承認されたく、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第7の2の
(1)の規定に基づき申請します。

記

記の記載要領は、別紙様式第5号の記の様式に準ずるものとする。

(注) この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き
換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分
と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように
変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請時に添付したものに変更
がある場合、新たに添付すること。

別紙様式第 8 号（酪農事業者）

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金交付変更承認申請書兼概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
氏名又は名称 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった加工原料乳生産者経営安定対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第 7 の 2 の（2）の規定に基づき、申請します。

また、申請のとおり交付変更承認されたときは、概算払により金 円を支払われたく同要綱第 7 の 3 の（3）の規定に基づき、請求します。

記

（注）記の記領は、別紙様式第 6 号の補助金交付申請書兼概算払請求書の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の内容」とあるのは「変更の内容」と書き換えること。

別紙様式第9号

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定の
あった平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金について、下
記のとおり金 円を概算払により交付されたく、加工原料乳生産者経
営安定対策事業実施要綱第7の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ⑤	今回 概算払 請求額 ⑥	平成 年 月 日まで 予定出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥=⑦
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	出来高 ③/①=④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の
支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第10号

平成 年度加工原料乳生産者積立金造成実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号において補助金交付決定のあった平成 年度加工原料乳生産者積立金の造成について、下記のとおり実施したので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第7の4の(1)の規定に基づき関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 生産者積立金造成額
- 4 事業完了（基金に補助金が入金管理された日）年月日
- 5 添付書類
交付を受けた補助金が生産者積立金として入金管理されたことが確認できる書類又はその写し

別紙様式第11号-1 (積立金造成団体)

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業について、下記のとおり実施したので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第7の4の(2)の規定に基づき事業の実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容
別紙のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分

項目	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
合計				

(注) 事業の一部を委託して行う場合は、その委託費の額を内数として括弧書きで上段に記載するとともに、委託先を備考欄に記載し、必要に応じ委託先名等を記した資料等を添付すること。

4 事業開始及び完了年月日
平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 事業に係る精算 (単位:円)

項 目	交付決定額		事業実績		既概算払 受領額	精算額
	事業費	補助金	事業費	補助金		
合 計						

6 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
- (2) 預金種類 ○○預金
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第11号-1（積立金造成団体）の別紙

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業（経営安定対策の推進）積算基礎

1 事業実施主体実施分

(1) 会議の開催

会議の内容	開催日	積算基礎	事業費
		会場借料 回	事業費＝ 円
		出席旅費 のべ 人	事業費＝ 円
		資料印刷費 部	事業費＝ 円
		郵送料 カ所	事業費＝ 円
		その他（ ）	事業費＝ 円
			円

(2) 事業に関係する調査・指導

区 分	積算基礎	事業費
事業の推進指導	旅費 のべ 人	事業費＝ 円
関連資料の作成・配布	印刷費 種、 部	事業費＝ 円
	郵送料 カ所	事業費＝ 円
	その他（ ）	事業費＝ 円
		円

(3) 事業の普及・啓発活動

区 分	積算基礎	事業費
パンフレット等作成費	印刷費 種、 部	事業費＝ 円
	郵送料 カ所	事業費＝ 円
	その他（ ）	事業費＝ 円
		円

(3) 事業に関する調査・指導

区 分	積算基礎	事業費
事業の推進指導	旅費 のべ 人、 回 事業費＝ 円	円
関連資料の作成・配布	印刷費 種、 部 事業費＝ 円	
	郵送料 カ所 事業費＝ 円	
	その他 () 事業費＝ 円	

(4) 事業の普及・啓発活動

区 分	積算基礎	事業費
パンフレット等作成費	印刷費 種、 部 事業費＝ 円	円
	郵送料 カ所 事業費＝ 円	
	その他 () 事業費＝ 円	

(5) 補填金の円滑な交付業務等

区 分	積算基礎	事業費
(例) (・ 関連資料の精査・取りまとめ ・ 補填金の交付 ・ 経営安定対策システムの管理・運営 ・ 契約書の締結)	役務費 日 = 円 通信運搬費 カ月 = 円 旅費 カ月 = 円 振込手数料 カ所 = 円 その他 () = 円	円
※例を参考に該当するもののみを記入すること。		

別紙様式第11号-2 (酪農事業者)

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
氏名又は名称 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった加工原料乳生産者経営安定対策事業について、下記のとおり実施したので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第7の4の(3)の規定に基づき、実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容
別紙のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円)

区分	事業費 ① = ② + ③	負担区分	
		機構補助金 ②	その他③
補填金の交付を受けるために要した経費			

別紙

補填金受領実績

区 分	単価 (円/kg)	補填金受領額 (円)

別紙様式第12号

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で事業実施計画の承認のあつた平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業について、下記のとおり実施したので、加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第8の1の規定に基づき事業の実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙のとおり
- 3 事業に要した経費及び負担区分

項目	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
	円	円	円	
合 計				

(参考)

補填金 交付数量	補填金 交付額	生産者 抛出金額	機構 補助金額	合 計
kg	円	円	円	円

4 事業開始及び完了年月日
平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 添付書類
当該年度の生産者拠出金が入金されたことが確認できる書類又はその写し

別紙様式第12号の別紙（四半期ごとに生産者積立金を積み立てている場合）

1 加工原料乳生産者経営安定対策

(1) 補填金の交付実績

加工原料乳 認定数量	補給金 交付数 量 a	積立金契約 解約者分 補給金 交付数量 b	補填金 交付数量 c=a-b	補填金 単価	補填金交付額				
					生産者拠出分		機構補助分		
					拠出金 e	運用 果実 f	補助金 g	運用 果実 h	
kg	kg	kg	kg	円	d=e+f+g+h 円	円	円	円	円

(2) 生産者積立実績等

ア 加工原料乳取引実績

項 目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
認定数量 i (kg)					
うち解約者分 j					
補給金交付数量 k (kg)					
交付外数量 l=i-k (kg)					
指数 m= k /i					—
n=j×m					
補助金対象数量 o= k -n (kg)					

(注) 1 指数の欄は、小数点第2位以下を切り上げて算出すること。

2 nの欄は、小数点以下切り上げて算出すること。

イ 生産者拠出金拠出実績

項 目	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	合 計 r	解約者への返戻金等 s	拠出実績 t=r-s
拠出金単価 p (円)						—	—
拠出金額 $q=i \times p$ (円)							

(注) 解約者への返戻金等の欄には、合計 (r) の欄に記入した金額のうち、年度内に解約者に返戻した等の理由により支出した金額を記入すること。

ウ 補助金額計算書

項 目	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	合計
補助金単価 u (円)					
補助金額 $v=o \times u$ (円)					

(3) 契約者の状況

期首契約者数 w	年度内解約者数 x	年度内新規契約者数 y	年度末契約者数 $z=w-x+y$
戸	戸	戸	戸

(4) 実施要綱第3の1の(3)に基づく機構補助金充当額

生産者拠出金 拠出実績額	生産者拠出金 返還額	機構補助金充当額
円	円	円

別紙様式第12号の別紙（毎月生産者積立金を積み立てている場合）

1 加工原料乳生産者経営安定対策

(1) 補填金の交付実績

加工原料乳 認定数量	補給金 交付数 量 a	積立金契約 解約者分 補給金 交付数量 b	補填金 交付数量 c=a-b	補填金 単価	d=e+f+g+h	補填金交付額			
						生産者拠出分		機構補助分	
						拠出金 e	運用 果実 f	補助金 g	運用 果実 h
kg	kg	kg	kg	円	円	円	円	円	円

(2) 生産者積立実績等

ア 加工原料乳取引実績

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
加工原料乳認定数量 i (kg)													
うち解約者分 j													
補給金交付数量 k (kg)													
交付外数量 l= i- k (kg)													
指数 m= k /i													—
n=j×m													
補助金対象数量 o= k-n (kg)													

(注) 1 指数の欄は、小数点第2位以下を切り上げて算出すること。

2 nの欄は、小数点以下切り上げて算出すること。

イ 生産者抛出金抛出実績

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 r	解約者への 返戻金等 s	抛出実績 t=r-s
抛出金単価 p (円)														—	—
抛出金額 q=i×p (円)															

(注) 解約者への返戻金等の欄には、合計 (r) の欄に記入した金額のうち、年度内に解約者に返戻した等の理由により支出した金額を記入すること。

ウ 補助金額計算書

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
補助金単価 u (円)													
補助金額 v=o×u (円)													

(3) 契約者の状況

期首契約者数 w	年度内解約者数 x	年度内新規契約者数 y	年度末契約者数 z=w-x+y
戸	戸	戸	戸

(4) 実施要綱第3の1の(3)に基づく機構補助金充当額

生産者抛出金 抛出実績額	生産者抛出金 返還額	機構補助金充当額
円	円	円

別紙様式第13号

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業生産者積立金年度別管理状況
報告書

(平成 年 月 日現在)

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年度における生産者積立金の管理状況報告を加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱第8の2の規定に基づき、関係書類を添えてその実績と生産者積立金の管理状況につきまして報告いたします。

記

1 生産者積立金の管理状況 (単位：円)

区 分	金額			備 考
	年度	年度	年度	
収 入	前年度繰越金			
	生産者拠出金			
	機構補助金			
	運用益			
	借入金			
	その他			
	計①			
支 出	補填金の交付			
	借入金の返済			
	機構補助金充当			
	その他			
	計②			
	①－②			

(注) 1 金額欄は、発生ベースで記入し、上段に現金ベースの金額を括弧書きで記入すること。

2 その他については、内訳、内容を記入すること。

2 生産者積立金の運用状況

(単位：％、円)

番号	運用形態	運用の元金	運用利率	運用日数・期間	運用益
計					

(注) 1 当該年度に積み立てられた資金の運用益として、現金で入金されたもののみ記入すること

2 割引〇〇債権、〇〇定期など運用の形態別に任意に番号を付して記入すること。

3 事業実績

別紙様式第13号の別紙のとおり

4 添付書類

(1) 生産者積立金の運用益の算出根拠となる金融機関等の発行する証明書の写し

(2) 生産者積立金の残高を証明する金融機関等の発行する証明書

別紙様式第14号

平成 年度加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度
加工原料乳生産者経営安定対策事業補助金について、加工原料乳生産者経営安定対策
事業実施要綱第9の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・積立金造成団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・積立金造成団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料